

令和8年9月

公益財団法人 大松幸栄奨学財団
令和8年度 奨学生募集要項

公益財団法人 大松幸栄奨学財団
代表理事 大松利幸

■公益財団法人 大松幸栄奨学財団について

当財団は、岐阜県出身で岐阜県内の高校に在学中の高校生、および岐阜県出身で国内の大学に在学中の大学生のうち、学業優秀かつ品行方正で、将来社会のリーダーとして活躍が期待され、修学に際して経済的支援を必要とする者に対し奨学金を給付し、社会に有用な人材を育成することを通じて、岐阜県ひいては我が国の発展に寄与することを目的として、令和6年4月に設立されました。

■当財団の奨学金の特長

奨学金の特長は次のとおりです。

- ① 奨学金は給付型であり、返済の義務はありません。
- ② 他の奨学金を併用している方も応募可能です。

1. 奨学生となるための応募資格

次の(1)又は(2)において、それぞれに掲げる条件を満たす方は、奨学生の応募資格を有します。

(1) 高校生

- ① 令和8年9月1日現在、※岐阜県出身で、岐阜県内の高等学校または高等専門学校（本科）に在学中の高校1年生であること。
- ② 校内選考を実施のうえ、学校長の推薦を受けていること。

(2) 大学生

- ① 令和8年9月1日現在、※岐阜県出身で、国内の4年制以上の大学に在学中の大学1年生であること。

※「岐阜県出身」の定義：

「岐阜県に出生または一定期間居住したことがある方」または「住民票が岐阜県にあったことがある方」。

2. 奨学生に対する奨学金支給内容

奨学生に対する奨学金の支給内容は、次のとおりです。

(1) 高校生

支給金額	支給期間	支給人数	支給方法
年間 24 万円 (月額 2 万円× 12 か月分)	高校入学時から 正規の最短修業 年限の終期まで	年間 5 名 程度	原則、本人名義の預金口座に年間支給額 (月額 2 万円×12 か月分) を※2 月末に一 括支給(振込み)します。

(2) 大学生

支給金額	支給期間	支給人数	支給方法
年間 36 万円 (月額 3 万円× 12 か月分)	大学入学時から 正規の最短修業 年限の終期まで	年間 5 名 程度	原則、本人名義の預金口座に年間支給額 (月額 3 万円×12 か月分) を※2 月末に一 括支給(振込み)します。

※令和 9 年度以降については、年間支給額を毎年 5 月末に支給する予定です。

3. 奨学生となるための応募手続き

下記の提出書類を、提出期限までに、指定の提出先へ郵送にてご提出ください。

なお、書類の作成にあたっては、片面・両面のいずれでも構いません。また、手書き・パソコン作成のいずれも可とします。

	事 項	備 考
提出書類	(1) 奨学生願書	・当財団ホームページより応募書類をダウンロードしてください。
	(2) 写真	・無帽、上半身のみ。縦 4cm×横 3cm。裏面に氏名を記入のうえ、願書に貼付してください。
	(3) 前年の世帯の所得がわかる書類の写し	・給与所得のみの場合は「源泉徴収票の写し」、給与所得以外の所得がある場合は「申告済みの確定申告書等の写し」をご提出ください。
	(4) 成績証明書	・成績証明書は、直近の学期(高校は 1 学期、大学は前期)のものをご提出ください。発行に時間がかかる場合は、早めに学校へ依頼してください。提出が間に合わない場合は、事情を学校に伝え、準備でき次第ご提出ください。
	(5) 推薦状 (高校生のみ)	・高校生については、校内選考を実施のうえ、学校長からの推薦状を添えてください。 ※各高等学校からの応募は 1 名に限ります。

	(6) 個人情報の取扱いに関する同意書	・当財団ホームページより所定の同意書をダウンロードし、ご提出ください。
提出先	右記の区分に応じ、以下の方法で当財団事務局へご提出ください。	・高校生：学校長の推薦が前提となるため、在籍する学校を通じて当財団事務局へご提出ください。 ・大学：応募者本人が、直接郵送にて当財団事務局へご提出ください。
提出期限	令和8年11月2日必着	・提出された書類は返却いたしませんので、必ず事前にコピーを保管してください

4. 奨学生の選考方法

当財団は、ご提出書類を厳正に選考審査し、学業、経済的状況及び人物について優秀である者を奨学生として採用致します。選考にあたっては、以下の事項を考慮致します。

	事 項	備 考
学業成績	学業成績証明書の内容	＜高校生および大学生＞ ・おおむね5段階評価で平均3以上を目安とします。GPA(Grade Point Average) 制の場合はおおむね2.5以上を目安とする。
経済的状況	修学における経済的援助の必要性	・前年の世帯年収、家族構成等を参考にし、総合的に判断する。
人物	主に右記に関して願書に記載された内容から総合的に判断する	＜テーマ＞ ・志望理由 ・将来の目標/夢、これから学びたいこと ・その他自由テーマ（例：特技、強み・弱み、趣味、記憶に残る思い出など） ＜字数＞ ・字数は上記それぞれのテーマについて、高校生は400字程度を上限に、大学生は400字程度を上限に記載してください。

5. 奨学生の選考結果

選考結果は、応募者全員へ直接通知します（令和9年1月末を予定）。なお、応募者が高校生の場合は、学校へも財団事務局から通知します。また、選考過程についてはお答えできない旨ご了承ください。

6. 奨学生の義務

奨学生に選考された者は、「遵守事項」を遵守しなければなりません。奨学金の支給期間中に

遵守すべき主な事項は、以下のとおりです。

	事由	遵守事項
提出義務	在籍する学校から成績表の交付を受けた場合	成績表を受領後、速やかに当財団に成績表（写し）及び在籍証明書※を提出してください。
報告義務	停学、退学処分、その他在籍する学校から処分を受けた場合、当財団への届出事項に変更があった場合	奨学生は、直ちに当財団にその旨を報告してください。
届出義務	住所変更、休学、長期（1か月以上）に亘る欠席、自主退学、転校、その他重大な意思決定を行う場合	奨学生は、事前に当財団にその旨を届出してください。

※ 大学生に限る。

7. 奨学金の停止又は終了

奨学生に次の事由が生じた場合、当財団は奨学金の支給を停止又は終了することができます。なお、④に該当する場合、再開の可否は当財団理事会で決定後、ご本人と在籍する大学の事務局に通知されます。また、⑤～⑨に該当することになった場合、当財団理事会の決定をもって奨学金の一部若しくは全部の返還を求めることがあります。

奨学金の停止又は終了事由	
①	在籍する学校の在籍関係を喪失した場合
②	水難、火災その他の災害により生死不明または所在不明となった場合
③	病気、その他の理由により学業を継続する見込みのない場合
④	休学、または長期にわたって欠席した場合
⑤	重大な法令違反又は公序良俗違反があった場合
⑥	学業成績又は素行が著しく不良の場合
⑦	提出書類又は届出事項に故意又は重大な過失により虚偽の記載があった場合
⑧	学校に在籍していないにもかかわらず、奨学金を受け取った場合
⑨	その他、奨学生としてふさわしくないと理事会が認めた場合

8. その他

奨学生は、奨学金の支給期間中および支給終了後においても、当財団が主催する行事（奨学金証書授与式や奨学生交流会等）やアンケートへのご協力をお願いすることがあります。その際は、積極的にご参加・ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、当財団の奨学金の給付は、支給終了後の奨学生の進路等を一切制限するものではありません。

9. お問い合わせ先

ご質問や確認事項がある場合は、以下の公益財団法人 大松幸栄奨学財団 事務局までご連絡
くださいますようお願い致します。

公益財団法人 大松幸栄奨学財団 事務局（鈴木・渡邊・松下まで）

住所：〒500-8721 岐阜県岐阜市神田町九丁目 27 番地

電 話：(058) 265-2231

E-mail： risu-information@risu.co.jp

ホームページ <https://www.risu.co.jp/foundation>

以上

